

令和7年度

## 滋賀県立石山高等学校同窓会 通常総会議案書

日 時 令和7年6月22日(日) 10:00より

場 所 滋賀県立石山高等学校 大会議室

(審議議案)

議案第1号 令和6年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動報告

議案第2号 令和6年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 会計報告

議案第3号 役員の改選について

議案第4号 令和7年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動計画(案)について

議案第5号 令和7年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 会計予算(案)について

議案第6号 滋賀県立石山高等学校同窓会 会則の改正について



滋賀県立  
石山高等学校同窓会  
ISHIYAMA HIGH SCHOOL ALUMNI ASSOCIATION

令和6年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動報告

4月 令和6年度 入学式（4月8日開催）谷会長・貴田副会長 出席【石山高校 体育館】

5月 令和5年度 会計監査・役員会（5月4日開催）【石山高校 石高会館】

6月 令和6年度 通常総会（6月16日開催）【石山高校 大会議室】

8月 会員名簿の発行

12月 役員会（12月7日開催）【石山高校 石高会館】

2月 同窓会入会式（2月28日開催）河本副会長 出席【石山高校 体育館】

3月 令和6年度 卒業式（3月1日開催）谷会長 出席【石山高校 体育館】

その他

\* 本部四役会については、必要に応じて随時開催（ライン・メールでの開催含む）

\* ホームページの適宜更新

\* 卒業記念品として、印鑑付きボールペンを寄贈

## 令和6年度 滋賀県立石山高等学校同窓会会計決算書

## 一般会計

## 収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
繰越金	2,397,680	2,397,680	定期1,000,803+普通1,371,120+現金25,757
会費	1,320,000	1,303,450	4,000円×326名(振込手数料550円除く。)
HP協賛広告費	30,000	0	
寄付金	100,000	1,577	
雑収入	100	15,016	預金利息599(本会計)、17(定期)+同窓会名簿販売14,400
計	3,847,780	3,717,723	

## 支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
総務費	120,000	67,322	ホームページ管理費:59,400 消耗品費:1,287 口座振替手数料:4,895 残高証明発行手数料:1,100 印刷費用:640
通信費	50,000	19,433	郵送代
交流費	100,000	44,000	野球部OB会、ギター一部OG会、第7、14、16、18、46期生同窓会への補助
広報費	100,000	0	
卒業記念品費	350,000	332,948	
積立金	100,000	100,000	
予備費	50,000	0	
翌年度繰越金	2,977,780	3,154,020	定期1,000,820+普通2,146,988+現金6,212
計	3,847,780	3,717,723	

## 記念事業会計

## 収入の部

項目	予算額	決算額	摘要
繰越金	1,012,076	1,012,076	
積立金	100,000	100,000	
雑収入	0	444	預金利息
計	1,112,076	1,112,520	

## 支出の部

項目	予算額	決算額	摘要
翌年度繰越金	1,112,076	1,109,670	
総務費	0	2,850	前年度未払い金
計	1,112,076	1,112,520	

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

会計 仁科 有加里

会計 徳永 幸代

## 会計監査報告

令和6年度決算について、関係帳票および収支証書類等に基づいて監査を行った結果、正確かつ適正に処理されていたことを報告します。

令和7年5月10日

監事

宇野 敬造

監事

岩井 繁治

監事

水野 智

## 役員改選について(令和7・8年度)

役職	氏名	卒期
会長	河本 泰秀	28
副会長	萩野 美智子	9
	貴田 千弘	16
	仁科 有加里	40

滋賀県立石山高等学校同窓会会則 第5条2 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。第5条3 他の役員は、会長が委嘱する。

令和7年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 活動計画（案）

4月 令和7年度 入学式（4月8日開催）河本副会長 出席【石山高校 体育館】

5月 令和6年度 会計監査・役員会（5月10日開催）【石山高校 石高会館】

6月 令和7年度 通常総会（6月22日開催）【石山高校 大会議室】

9月 役員会 開催予定

11月 会報誌 発行予定

2月 役員会 開催予定

同窓会入会式 出席予定

3月 令和7年度 卒業式 出席予定

その他

○本部四役会及び役員会は必要に応じて適宜開催

○広報活動

ホームページの更新・充実

○交流支援

学年同窓会・クラス会・部活 OB 会などへの補助（参加者数×100円）上限10,000円

令和7年度 滋賀県立石山高等学校同窓会 会計予算(案)一般会計

## 収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	3,154,020	定期1,000,820+普通2,146,988+現金6,212
会費	1,320,000	4,000円×330名
HP協賛広告費	30,000	ホームページバナー広告(3社分)
寄付金	400,000	
雑収入	100	預金利息
計	4,904,120	

## 支出の部

項目	予算額	摘要
総務費	100,000	口座振替手数料、消耗品費他
通信費	50,000	郵送代他
交流費	100,000	学年・クラブ同窓会開催支援費他
広報費	2,450,000	広報紙印刷費、同郵送費他
卒業記念品費	350,000	
積立金	100,000	記念事業会計へ積立て
予備費	50,000	
翌年度繰越金	1,704,120	
計	4,904,120	

記念事業会計

## 収入の部

項目	予算額	摘要
繰越金	1,112,520	
積立金	100,000	
雑収入	0	
計	1,212,520	

## 支出の部

項目	予算額	摘要
翌年度繰越金	1,212,520	
計	1,212,520	

## 滋賀県立石山高等学校同窓会会則 【改正後】

名 称

### 第 1 条

この会は、滋賀県立石山高等学校同窓会と称する。

目 的

### 第 2 条

この会は、会員相互の親睦、互助を図るとともに、母校の進展に寄与することを目的とする。

事 業

### 第 3 条

この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 会報誌の発行
- (4) 母校発展のための援助
- (5) その他、この会の目的達成のため必要な事業

組 織

### 第 4 条

この会は、次の者をもって組織する。

- (1) 通常会員 本校の卒業生、および入会を希望する中途転校、退学者。
- (2) 特別会員 本校に勤務する教職員、および旧教職員。

役 員

### 第 5 条

1. この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 庶 務 若干名
- (5) 監 事 3 名程度
- (6) 運営委員 20 名程度
- (7) 学年委員 原則、各学年単位に 1 名以上

2. 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。

3. 他の役員は、会長が委嘱する。

4. 運営委員は幅広い世代から選任されなければならない。

役員職務

第6条

1. 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を行う。
4. 庶務は、この会の会務を行う。
5. 監事は、この会の事業ならびに会計を監査する。
6. 運営委員は、この会の運営に参画する。
7. 学年委員は、当該学年の代表となり、会務全般について審議する。

役員任期

第7条

会長の任期は、1期2年間とし、再任については2期までとする。

会議

第8条

1. 会議は、総会、役員会とし、会長が召集する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、監事、運営委員で構成する。
3. 総会は、原則として毎年6月に開催し、次の事項及びその他事項を審議する。
  - (1) 事業報告
  - (2) 決算報告
  - (3) 役員改選および会則の改正
  - (4) 事業計画
  - (5) 会計予算又、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
4. 会議の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

顧問

第9条

この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長が推挙し、役員会において承認する。
2. 顧問の定数は特に定めないものとする。
3. 会長が必要と判断するときには、役員会への出席を要請する。

会計

第10条

1. この会の財務は、入会金、寄付金およびその他の収入をもって執行する。
2. 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 口座の管理は会長と会計(会計管理者)とする。

事務局

**第 11 条**

この会の事務局を下記に置く。

滋賀県立石山高等学校同窓会事務局

〒520-0844

滋賀県大津市国分 1 丁目 15 番 1 号

滋賀県立石山高等学校内

**附 則**

平成 10 年度より、入会金を 4,000 円とする。

昭和 41 年 4 月 1 日(設立年月日)施行の会則を元に、平成 14 年 8 月 25 日改正する。

平成 26 年 10 月 25 日一部改正する。

平成 27 年 6 月 27 日一部改正する。

平成 28 年 11 月 12 日一部改正する。

平成 30 年 6 月 9 日一部改正する。

令和 3 年 6 月 30 日一部改正する。

令和 3 年 6 月 30 日、本会に交流部会を設置する。

令和 7 年 6 月 22 日、交流部会を廃止し、役員に運営委員を規定する。

## 滋賀県立石山高等学校同窓会 会則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>事業</p> <p><b>第3条</b></p> <p>この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の親睦。</p> <p>(2) <u>会員名簿及び会誌の発行</u>。</p> <p>(3) 母校発展のための援助。</p> <p>(4) その他、この会の目的達成のため必要な事業。</p> <p>役員</p> <p><b>第5条</b></p> <p>1. この会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 会計 若干名</p> <p>(4) 庶務 若干名</p> <p>(5) 監事 3名程度</p> <p>(6) 部会長 若干名</p> <p>(7) 副部会長 若干名</p> <p>(8) 学年委員 原則各学年単位に1名以上</p> <p>2. 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。</p> <p>3. 他の役員は、会長が委嘱する。</p>	<p>事業</p> <p><b>第3条</b></p> <p>この会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員相互の親睦。</p> <p>(2) <u>会員名簿の管理</u></p> <p>(3) <u>会報誌の発行</u>。</p> <p>(4) 母校発展のための援助。</p> <p>(5) その他、この会の目的達成のため必要な事業。</p> <p>役員</p> <p><b>第5条</b></p> <p>1. この会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 会計 若干名</p> <p>(4) 庶務 若干名</p> <p>(5) 監事 3名程度</p> <p>(6) <u>運営委員</u> <u>20名程度</u></p> <p>(7) 学年委員 原則各学年単位に1名以上</p> <p>2. 会長、副会長は学年委員の中から総会において選出する。</p> <p>3. 他の役員は、会長が委嘱する。</p> <p>4. <u>運営委員は幅広い世代から選任されなければならない。</u></p>

## 役員の職務

## 第6条

1. 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を行う。
4. 庶務は、この会の会務を行う。
5. 監事は、この会の事業ならびに会計を監査する。
6. ~~部会長は、部会を統括する。~~
7. ~~副部会長は、部会長を補佐する。~~
8. 学年委員は、当該学年の代表となり、会務全般について審議する。

## 会 議

## 第8条

1. 会議は、総会、役員会とし、会長が召集する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、部会長、副部会長、監事で構成する。
3. ~~会長は、必要に応じて部会を設置することができる。~~
4. 総会は、原則として毎年6月に開催し、次の事項及びその他事項を審議する。
  - (1) 事業報告
  - (2) 決算報告
  - (3) 役員の変更および会則の改正
  - (4) 事業計画
  - (5) 会計予算
 又、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
5. 会議の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。

## 役員の職務

## 第6条

1. 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を行う。
4. 庶務は、この会の会務を行う。
5. 監事は、この会の事業ならびに会計を監査する。
6. 運営委員は、この会の運営に参画する。
7. 学年委員は、当該学年の代表となり、会務全般について審議する。

## 会 議

## 第8条

1. 会議は、総会、役員会とし、会長が召集する。
2. 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、監事、運営委員で構成する。
3. 総会は、原則として毎年6月に開催し、次の事項及びその他事項を審議する。
  - (1) 事業報告
  - (2) 決算報告
  - (3) 役員の変更及び会則の改正
  - (4) 事業計画
  - (5) 会計予算
 又、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
4. 会議の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が決する。